

# 「いじめ防止基本方針」



令和8年4月1日

彦根市立稲枝西小学校

# 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」という問題ではなく、どの児童も被害者にはもちろん、加害者にもなり得るという「事実」を正しく理解することが大切である。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。些細に見えるような行為であっても、しつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、被害者が追い込まれることから「暴力を伴わないいじめ」を認識する必要がある。些細に見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という目に見えにくい攻撃行動に、目に見えやすい「暴力を伴ういじめ」と同様に適切に対応する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序生や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。いじめの被害者や加害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするよりも、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象にした取組を行うべきである。

さらに、いじめは、もともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいことから、学校・家庭・地域が常に連携して見守っていくことや、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成していくことが重要である。

### 3 いじめ防止のための基本的な考え方

#### 【いじめ防止対策推進法の目的】

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意が表明されている。

「法8条における学校及び学校の教職員の責務」

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを許さない、見過ごさない、生まない土壌づくりに取り組む。

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校教育全体で、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけやいじめを生まない環境づくりの推進に取り組む必要がある。さらに、児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。このことにより、発達障害等の特性のある子ども（性同一性障害を含む）や家庭環境に配慮を要する子ども（外国人児童生徒、被虐待児童生徒を含む）等、すべての子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校づくりに努める。

また、分かる授業や規律ある授業により、達成感や成就感を味わわせるとともに、児童一人ひとりの自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進する。さらに、人権教育および道徳教育の充実を図り、児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、校内外でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等による、児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を実践する。

#### (2) いじめの早期発見と適切かつ迅速な対応

全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによ

り、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を磨く。些細な兆候であっても、早期より積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、担任、教育相談部、人権・生徒指導部の組織による相談体制を機能させる。また、定期的なアンケートや一人ひとりを見つめる週間等での情報収集を行い、集約と共有化によりいじめの早期発見に努める。その場合、インターネット上のいじめについても、遭遇していないかを確認する聴き取りや相談を適時行うように努める。

児童の様子に変化が見られたり、いじめが確認されたりした場合、「いじめ対策委員会」により、情報収集と事実確認を綿密に行い、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先に考え、対応を協議し指導に当たる。その際には、それぞれの児童に寄り添って丁寧な聞き取りはもちろん、組織で慎重に客観的に対応する。校内で共有し、早期に保護者にも説明しながら丁寧に連携し、信頼関係を築いていくことが大切である

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、おおむね次の二つの要件が満たされるところまで対処していく必要がある。

1. いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3カ月を目安とする。)継続していること。
2. いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

### (3) 家庭、関係機関との連携

いじめ事象が起こった場合、家庭との連携を密にし、学校の取組について伝え、家庭や友だち関係の情報を収集し指導に活かす。また、学校内だけでなく、市教育委員会（学校支援・いじめ対策室・少年センター）への連絡・相談を行い、事案に応じて関係機関（警察署、若者相談係等）と連携し対応を協議する。

父母と教師の会、学校運営協議会（はえみ教育を語る会）等の関係団体でも、いじめの問題を話題とする機会を設け、地域ぐるみで子どもを守り育てるといふ共通理解を深める。

## 4 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和6年8月改訂版文部科学省）」に沿って適切な対応を行う。

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。  
また、教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

- いじめ防止等の対策のための組織

【 組織名 】 「いじめ対策連絡協議会」（定期）

【 構成員 】 校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談主任、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【 開 催 】 学期に 1 回を定例会とし、それ以外は生きる力部会として開催する。

- <内 容> ①いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談等）  
②いじめ防止に関すること  
③いじめ事案に対する対応に関すること  
④いじめの問題に関する児童の理解を深めること。

- 重大事態に係る調査を行う組織

【 組織名 】 「いじめ対策会議」（緊急時）

- 【 構成員 】 校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、  
教育相談主任、担任、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー
- 【 開 催 】 緊急時に開催し、迅速な調査にあたる。

## 6 行動計画

# いじめストップ・アクションプラン

## 全職員で取り組む

### 学習活動の取組

○分かる授業の取組。

- ・子どもとともに学ぶ姿勢をもって、「考える、分かる、やる気を起こす」授業の実践に努める。
- ・子どもが、自分の考えを自由に発言する喜びや、友達と話し合う楽しさを味わえる授業に努める。

○豊かな人間関係を大切に授業の取組

- ・道徳科の時間や特別活動などの全ての学校の教育活動を通じて、自他の生命や人権を尊重する心を育てる。
- ・特別活動や総合的な学習の時間などにおいては、様々な学習グループの形態で学習を進めることで互いに教え合い、学び合う態度を育てる。

### 日常の生徒指導の取組

○日ごろからのいじめ予防に努める。

- ・「いじめは絶対に許さない」という教員集団の強い思いを日頃から児童に訴えていく。
- 児童一人一人の理解を大切にする。
- ・あらゆる機会を設けて、教職員が児童と信頼関係を築くとともに、必要に応じて、きめ細かな教育相談や悩み調査や諸検査を行い、児童の内面を多面的にとらえる。
- ・学級担任は、養護教諭、訪問教育相談員等との連携を密にし、情報を収集するとともに、生徒指導主任や管理職と情報を共有する。
- 力を合わせて的確に対応する。
- ・具体的な手立てにより、全教職員で支援、組織対応する。
- ・校内研修会を実施し、全教職員が課題のある児童についての共通理解を図る。
- ・家庭訪問、電話、連絡帳、手紙、日記、各種提出物のコメント等を通して、たえず学校と保護者との情報交換を行い、相互理解を図る。

### 地域との連携

○保護者との信頼関係

- ・保護者と学校が児童を理解するために、授業参観、学級・学級懇談会等の開催を積極的に行う。
- ・「学校は、いつでも、どんなところで、相談できる場所」と思ってもらえる環境を作る。
- 地域組織との連携を図る。
- ・はえみっ子を育てる会や学校運営協議会（はえみ教育を語る会）、民生委員児童委員と語る会、子ども安全リーダーとの懇談会等、地域の組織と緊密連携をとる。

## 子どもの様子を見とる

○情報をつかむ耳と目と心を

- ①いじめられた児童や保護者から訴えを受けた。
- ②他の児童等からいじめの情報を聞いた。
- ③いじめらしき現場を発見した。
- ④児童の言動からいじめのサインに気づいた。
- ⑤家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた。
- ⑥訪問教育相談員等から情報を聞いた。

○教職員自身の意識をチェック

- ・いじめの初期段階「サインを見落とさない」ために全教職員があらゆる場で、日ごろから児童の交友関係や表情、態度等の小さな変化にも気を配ることを大切にす。

いじめのサインを早期に発見するには？

※いつもと違う子どもの変化に気付くことが大切。

- 理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 保健室や職員室への頻回訪問
- 教職員の不在を確かめるような行動
- グループに教職員が近づくと分散する行動
- 学習意欲の低下（成績の低下）
- 特定の児童への冷やかしのからかい
- 持ち物の破損や落書き
- 打撲やすり傷、服装の乱れ
- 食欲の低下、体の不調
- 表情や情緒、言葉遣い等の変化
- 休み時間や放課後などの一人での行動
- 家庭からの金品の持ち出し

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を彦根市教育委員会へ報告

## 重大事態の発生

- 彦根市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ウ)「児童や保護者からいじめられて重大な事態が生じたという申立てがあったとき」

### <彦根市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

#### ◎学校を調査主体とした場合

彦根市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ◇組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇「いじめ対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考慮する。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施

- ◇いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ◇たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ◇これまでに学校で先行している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ◇関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ◇得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を彦根市教育委員会に報告

- ◇いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### ◎彦根市教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 5 いじめ防止年間指導計画

	行事等	教職員の活動	児童の活動・指導の内容	諸機関との連携	
一学期	4月	始業式 入学式	いじめ対策連絡協議会 職員研修	・花の周りに集まれ集会	
	5月	修学旅行	学ぶ力・生きる力部会		保幼小連絡会 学級懇談会
	6月	音楽会 プール開き	学ぶ力・生きる力部会 ひとり一人を見つめる週間	・一人ひとりを見つめる週間 ・校内音楽会	はえみ教育を語る会
	7月	終業式	学校評価 子どもを語る会 学ぶ力・生きる力向上委員会 特別支援教育推進委員会	・学校評価 ・個別懇談会 ・ふり返りアンケート	地域子ども教室 個別懇談会
二学期	8月	始業式	職員研修		
	9月	フローティング グスクール	学ぶ力・生きる力部会		
	10月	運動会 校外学習 やまのこ	学ぶ力・生きる力部会 ひとり一人を見つめる週間	・一人ひとりを見つめる週間	
	11月		いじめ対策連絡協議会 職員研修 学ぶ力・生きる力部会	・はえみ祭り	稲中B子どもを語る会 地域子ども教室
	12月	人権週間 終業式	子どもを語る会 学ぶ力・生きる力部会 特別支援教育推進委員会 学校評価	・人権集会 ・ハートフルポスト（児童会） ・芸術鑑賞 ・ふり返りアンケート	個別懇談会
三学期	1月	始業式	学ぶ力・生きる力部会 職員研修	・学習参観	PTA 教育講演会
	2月	入学説明会	いじめ対策連絡協議会 子どもを語る会 学ぶ力・生きる力部会	・一人ひとりを見つめる週間 ・1日入学	はえみ教育を語る会
	3月	卒業式 修了式	学ぶ力・生きる力部会 教育相談 特別支援教育推進委員会	・6年生を送る週間	

◆人権の日(毎月15日)

〒521-1133

滋賀県彦根市本庄町3583

TEL 0749-43-2114 FAX 0749-43-6644